

福島県立会津西陵高等学校 介護職員初任者研修に関する規程

- 1 事業者の名称及び所在地
福島県立会津西陵高等学校（大沼郡会津美里町字法幢寺北甲 3473 番地 TEL0242-54-2151）
- 2 研修の名称
福島県立会津西陵高等学校 介護職員初任者研修
- 3 研修課程及び形式
介護職員初任者研修 通学形式
- 4 開講の目的
本校健康福祉コースでは、ヒューマンサービス分野の学習を深め、地域の介護現場で活躍できる人材を育成することを目標とし、介護職員初任者研修の取得を目指す。
- 5 研修期間
令和 7 年 4 月 1 5 日～令和 8 年 2 月 2 3 日
- 6 研修日程及び講師氏名
研修日程及び講師氏名は別紙（様式第 4 号）のとおり
- 7 講義及び演習の実施場所
福島県立会津西陵高等学校
- 8 実習施設
社会福祉法人千桜会 特別養護老人ホーム宮川荘、小規模多機能型居宅介護チェリーホーム
- 9 使用テキスト
介護職員初任者研修テキスト 公益財団法人介護労働安定センター
- 10 対象者または受講資格
令和 6 年度入学生 第 2 年次 健康福祉コース選択者
- 11 受講手続及び本人確認の方法
福島県立会津西陵高等学校に在学し、1 年次の科目選択時に福祉科目を選択し、学年末の職員会議で進級が認められること。本人確認については入学時の住民票で行う。
- 12 受講費用および支払いの方法
講義、演習、実習受講料は徴収しない。
研修に必要なテキスト（6, 1 6 0 円税込）を学校教科書販売時に現金購入する。
- 13 解約条件および返金の有無
講義、演習、実習受講料は徴収しないため、返金はない。
- 14 研修修了の認定方法
次のいずれの条件を満たした場合、研修修了とみなす。
①介護職員初任者研修全 1 3 0 時間を全て受講する。
②学年末考査における修了評価筆記試験が定めた基準に達していること。
③当該科目の学習評価が、5 段階評価において「3」以上であること。
- 15 欠席、遅刻及び早退の取り扱い
やむを得ない事情により欠席等をする場合は、保護者による連絡を必要とする。
- 16 研修を欠席した者に対する補講の取り扱い、費用
やむを得ない事情により、研修科目を一部受講できなかった場合は、福島県介護職員初任者研修事業実施要綱にしたがい、未受講者のみを対象に、未受講の科目のみ補講を実施する。
- 17 課程編成責任者
教 頭 圓谷 隆雄 連絡先：0242-54-2151
- 18 法人の苦情相談窓口・連絡先
教 頭 圓谷 隆雄 連絡先：0242-54-2151
- 19 事業所の苦情相談窓口・連絡先
教 頭 圓谷 隆雄 連絡先：0242-54-2151
- 20 その他受講に係る注意事項
なし